

製造請負契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、契約物品を製造して契約履行期限までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(品目単価表の提出)

第3条 乙は、甲が指示した場合は速やかに、契約金額の範囲内で単価表を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、契約書に単価が明記されている場合は、この限りでない。

2 甲は、前項の単価表を不適当と認めるときは、乙に単価表の再提出を求めることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、契約金額を変更した場合にも適用する。

(債務の引受け等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(3) 納入前の契約物品を担保に供する場合

(4) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号から第3号までに掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第6条 乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第8条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない

ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにも係わらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第9条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は、参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

- 2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにも係わらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第10条 乙は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第11条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を、乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第12条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第13条 乙が、この契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書又は仕様書に定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第14条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について契約書及び仕様書と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出てその指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。
3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
5 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

- 6 官給品等の性質に起因する契約物品のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。
ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。
(官給品等の返還)

第15条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを物品管理職員に返還するとともに、使用した官給品等について使用仕訳書又は使用部品明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 監督及び完成検査

(監督)

第16条 甲の指名した監督官は、契約物品の製造について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があつた場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第17条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

- 3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第18条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。

- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第3節 納入

(持ち込みの予定期日等の通知)

第19条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持ち込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。契約履行期限までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ持ち込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しな

ければならない。

(給付の終了の届出)

第20条 乙は、契約物品の持ち込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第21条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第22条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第23条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第24条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(受領書の交付)

第25条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第26条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第18条及び第19条の規定を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品を受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第27条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得たうえ受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第28条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことができるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める標準実績金利率を乗じて計算した額を契約金から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第29条 甲は、約定期間（第26条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第20条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前項の計算の例に準じ、前1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第30条 甲は、第44条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第31条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第5節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第32条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第33条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることが不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の契約履行期限の翌日から納入した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第19条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第34条 乙は、契約物品の納入が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第35条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに契約物品を納入する見込みがなくなつた場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第36条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第36条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、当該契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第37条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条において同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第38条 乙は、契約物品の製造に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の製造に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(契約物品のかし)

第39条 納入された契約物品にかし（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由に起因する場合においては、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第42条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合においては、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、受領検査実施要領において、契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6カ月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ乙の申し立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限りこの契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

- 第40条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、納入場所、契約数量及び仕様書の内容その他乙の義務に関するこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
 - 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。
 - 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。
 - 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第41条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(製造の一時中止)

第42条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止させることができる。

2 甲が製造を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、製造再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 製造を一時中止した後再開した場合の契約履行期限については、第39条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第43条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第44条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第45条 甲は、第42条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第32条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第46条 甲は、第42条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第43条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第47条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用

してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

3 甲及び乙は、秘密保全に関し必要と認めた場合は、別に定めるものとする。

第6章 雜則

(調査)

第48条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(効力発生の時期)

第49条 甲から乙に対する文書の通知は甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は甲が受信した日から、それぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第50条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、そのつど協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第51条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

売買契約条項

第1章 総則

第1節 契約の目的及び代金

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める契約物品を契約履行期限までに納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

第2節 一般事項

(品目単価表の提出)

第3条 乙は、甲が指示した場合は速やかに、契約金額の範囲内で単価表を作成し、甲の確認を受けるものとする。ただし、契約書に単価が明記されている場合は、この限りでない。

- 2 甲は、前項の単価表を不適当と認めるときは、乙に単価表の再提出を求めることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、契約金額を変更した場合にも適用する。

(債務の引受け等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行なわせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにも係わらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書に特に定めがある場合は、乙は、図面又は見本を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は、参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めたところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

- 2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにも係わらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（納入計画書の提出）

第9条 乙は、速やかに納入計画書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を、乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（輸送費）

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 監督及び完成検査

（監督）

第12条 仕様書等に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める監督実施要領に基づき必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第6条第3項の規定を準用する。
3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第13条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査の期日及び場所）

第14条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第2節 納入

(持ち込みの予定期日等の通知)

第15条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持ち込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。契約履行期限までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第16条 乙は、契約物品の持ち込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第17条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時等の通知を求めることができる。

(受領)

第18条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第19条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第20条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(受領書の交付)

第21条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第22条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第14条及び第15条の規定を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第3節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第23条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得たうえ受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第24条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第25条 甲は、約定期間（第22条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第16条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をしたまでの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅定期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前項の計算の例に準じ前1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第26条 甲は、第38条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれを充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を

定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもつて違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第27条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第4節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第28条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第29条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることが不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の契約履行期限の翌日から納入したまでの日数

(2) 契約履行期間以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入したまでの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第15条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあつた日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第30条 乙は、契約物品の納入が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があつた日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を

除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第31条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第32条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第32条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、当該契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第33条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。

5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(契約物品のかし)

第34条 納入された契約物品にかし（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由に起因する場合においては、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第36条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合においては、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

- 4 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかつた場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6か月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され再度引渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第35条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第36条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第37条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかつた場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第38条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第39条 甲は、第36条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第28条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第40条 甲は、第36条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第37条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第41条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 雜則

(調査)

第42条 甲は、この契約の締結に先立って、その原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(効力発生の時期)

第43条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は、甲が受信した日からそれぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第44条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、そのつど協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第45条 この契約に関する訴えは東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

役務請負契約条項

第1章 総則

第1節 契約の目的及び代金

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この契約書に記載された物品（以下「契約物品」という。）につき改修・修理又は整備等（部品その他の物品の取付けを含む。以下「役務」という。）を行って契約履行期限までにこれを納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

第2節 一般事項

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、

甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書に定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は、参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

- 2 乙は、承認図面等に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 契約物品の引渡し等

(契約物品の引渡し及び保管)

第12条 乙が役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書又は仕様書の定めるところによる。

- 2 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合のうえ異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。
- 3 乙は、契約物品の引渡しを受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 4 乙は、契約物品を使用し又は利用してはならない。
- 5 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 6 契約物品の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(発見役務の届出)

第13条 乙は、契約書及び仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

第2節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第14条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける器材、部品、治工具、測定具等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書又は仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第15条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書又は仕様書と照合のうえ異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じたかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第16条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い返品書を添えてこれを物品管理職員に返還するとともに、使用した官給品等について使用仕訳書又は使用部品明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第17条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があつた場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第18条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領

に基づいて行われるものとする。

- 3 完成検査においては、乙が行った役務に関し契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第19条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第4節 納入

(持ち込みの予定期日等の通知)

第20条 乙は、役務を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持ち込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。契約履行期限までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ持ち込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第21条 乙は、役務を行った契約物品の持ち込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。役務を行った契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第22条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、乙の行った役務に関し契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第23条 甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第24条 甲は、完成検査において乙が行った役務に関し契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項に規定するもののほか、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領する場合があるものとする。

5 乙は、受領検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。
(包装等の所有権の移転)

第25条 納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書に特に定めのあるものを除き、甲が役務の行われた契約物品を受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第26条 甲は、役務が行われた契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第27条 納入場所が乙の工場である場合における役務の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第20条及び第21条の規定を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が役務が行われた契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第28条 乙は、役務を行った契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得たうえ受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第29条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第30条 甲は、約定期間(第28条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。た

だし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第22条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第31条 甲は、第47条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第32条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第6節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第33条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。
- 3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第34条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の契約履行期限の翌日から納入した日までの日数
- (2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入なかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定においては、納入は第21条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第35条 乙は、役務を行った契約物品の納入が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第36条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務が行われた契約物品を納入する見込みがなくなった場合、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合又は役務が行われた納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第38条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第37条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務が行われた契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第38条 役務が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は、乙が負担する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。

5 第2項又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第39条 前条に定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(官給品等の滅失又は損傷)

第40条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務のかし)

第41条 乙が行った役務に関し納入された契約物品にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第45条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てができる。甲は、審査のうえ乙の申し立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し又は変更するものとする。

6 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第42条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
- 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第43条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(役務の一時中止)

第44条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

- 2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 役務を一時中止した後再開した場合の契約履行期限については、第42条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第45条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務が行われた契約物品を納入しなかつた場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務が行われた契約物品を納入することができなくなつた場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第46条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第47条 甲は、第45条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から 違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第34条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第48条 甲は、第45条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第46条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第49条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 雜則

(調査)

第50条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(効力発生の時期)

第51条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は、受信した日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第52条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第53条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

航空機等整備技術利用契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書の定めるところに従い、航空機等整備技術利用（駐在技術員及び派遣技術員）（以下「整備技術利用」という。）に関する必要な役務を提供し、甲は、乙にその代金を支払うものとする。

(用語の定義)

第2条 この契約における用語の意義は、次に掲げる各号の定義に従うものとする。

- (1) 航空機等 航空機製造事業法第2条第1項の規定による航空機、同第2条第2項の規定による航空機用機器及び同第2条第3項の規定による特定機器をいう。
- (2) 整備技術利用 部隊等における航空機等の取扱整備に関する援助、部隊等で発生した航空機等の事故又は不具合事項の原因調査及びその対策立案にあたる援助をいう。

(代金)

第3条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) この契約の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号から第3号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるための、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第6条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(仕様書に関する疑義)

第7条 乙は、仕様書に関し疑義がある場合は、直ちに書面をもって、甲に通知し、その指示を受けなければならない。

2 仕様書の解釈について、甲乙見解を異にするときは、甲乙協議の上、甲の定めるところによるものとする。

(駐在技術員又は臨時技術員)

第8条 乙は、この契約に基づき整備技術利用を実施するため部隊等において駐在技術員又は必要的都度、臨時技術員により役務を行わなければならない。

2 乙は、駐在技術員又は臨時技術員（以下「技術員」という。）を部隊等において役務させることは、あらかじめ駐在技術員（臨時技術員）届を甲に提出し確認を受けなければならぬ。

3 乙は、前項により確認を受けた駐在技術員（臨時技術員）届を変更又は追加する場合、甲の承認を受けなければならない。

(役務通知書の発行)

第9条 甲は、必要的都度、甲乙協議のうえ、乙に対して役務の内容、役務提供場所、人員、開始時期及び終了期限を明示した役務通知書を発行し、役務を要求するものとする。

(部隊等における役務)

第10条 技術員の部隊等における役務の実施は、監督官が具体的な役務内容を記載した細部役務通知書を技術員の代表者に交付することにより行うものとする。

(技術員の部隊等における行動等)

第11条 技術員の部隊等における行動等については、当該部隊等の長の指示に従わなければならぬ。

(技術員に対する支援等)

第12条 甲は、技術員に対し、駐在先又は役務を行う部隊等において可能な限り、次の各号に掲げる便宜を与えるものとする。

- (1) 部隊等の出入門の立ち入り許可
- (2) 部隊等の長が指定する場所に事務所を設けること
- (3) 必要な備品及び工具等の無償貸与
- (4) 役務に必要な隊内電話の無償使用許可
- (5) 役務に必要な場合の写真撮影の許可
- (6) 乙の要請による勤怠等の証明
- (7) 役務の都合等による宿泊等の許可
- (8) その他部隊等の長が必要と認めたもの。

(就業時間)

第13条 技術員の就業時間は、原則として、乙の就業規則によるものとする。

(役務終了の確認)

第14条 乙は、役務の提供に関し、監督官の確認を受けなければならない。

2 検査官は、役務の終了を確認したときは、当該確認を証する検査調書を、駐在技術員に係

るものにあっては当該月末、臨時技術員に係るものにあっては役務通知書に示す役務を終了したときに作成し、技術員の代表者に、天災地変その他甲の責めに帰することのできない理由による場合を除き、遅滞なく交付するものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第15条 乙は、役務を終了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。
- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもつてするものとする。
 - 3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第16条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならぬ。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(相殺)

- 第17条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、乙に支払うべき代金と相殺することができるものとする。

(危険負担)

- 第18条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は当該役務履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払義務を免れるものとする。
- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は、当該役務履行の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
 - 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(貸与品の滅失又は損傷)

- 第19条 乙は、第12条第3項に基づき無償貸与を受けた備品等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。
- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指

示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、滅失又は損傷によって生じた賠償は、甲の負担に帰する。

(契約の変更)

第20条 甲は、乙の行う役務の実施が終了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

3 契約金額を増額する必要がある場合は、甲が予算措置を講じうる範囲内でこれを変更するものとする。

4 第1項の協議の結果、契約金額の変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

(事情の変更)

第21条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

3 契約金額を増額する必要がある場合は、甲が予算措置を講じうる範囲内でこれを変更するものとする。

(甲の解除権)

第22条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が履行期限までに役務を終了しなかった場合

(2) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなつた場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第24条 甲は、第22条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 甲は、乙が相当の期間を置いて指定する期日までに違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第25条 甲は、第22条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が履行期限までに役務を終了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第23条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

4 乙は、この契約の履行に際して、故意又は重大なる過失により、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害賠償は、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第26条 乙は、この契約を履行するにあたり、甲の秘密を知った場合は、これを第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

(調査)

第27条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(相手方に対する効力発生の時期)

第28条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第29条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

整備技術利用契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、技術員を甲の指示する場所に勤務させ、装備品等の整備技術利用役務の提供（以下「役務」という。）を行うものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(用語の定義)

第2条 この契約における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 整備技術利用 航空自衛隊の部隊等における装備品等の取扱整備に関する指導援助、部隊等で発生した装備品等の事故又は不具合事項の原因探求のための調査及び技術援助、部隊等で実施する装備品等の改修又は特殊整備作業についての技術的指導及びその他仕様書に定める援助、協力等をいう。
- (2) 基本契約 甲は、乙の整備技術の提供を受けるため、一定期間を定めて、乙に対し役務通知書により役務を要求する契約をいう。
- (3) 個別契約 基本契約を締結していないものについて、その都度個別に行う契約をいう。
- (4) 役務通知書 甲が、役務要求の証として、乙に交付する文書をいう。

(代金)

第3条 乙に支払われる代金の金額は、契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合、乙に支払われる代金の金額は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその一部を第三者に請け負わせる場合。ただし、役務のうち別紙に掲げる部分を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第6条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第8条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにも係わらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(実施計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに役務の実施計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実施計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

第2章 契約の履行

第1節 資料等

(資料等の貸与等)

第10条 甲は、第1条に定める役務を行うため仕様書等の定めるところにより、資料及び供試品（以下「資料等」という。）を、乙の申請に基づき、所要の時期に、所要の数量を無償で貸与又は支給あるいは甲の指定する場所で一定期間利用（以下「貸与等」という。）させるものとする。

(資料等の引渡し及び保管)

第11条 乙は、甲から資料等の貸与等を受ける場合は、その引渡しに立ち会い、品目、数量等について仕様書等と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。）の有無を確認するものとし、資料等のうち数量の過不足又は異状品を発見したときは、直ちに甲に申し出て、その指示を受けるものとする。

2 乙は、甲から資料等の引渡しを受けたときは、これと引き替えに受領書を提出するものとする。

3 乙は、甲から引渡しを受けた資料等を善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

4 乙は、甲から引渡しを受けた資料等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

5 資料等の取り扱い及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(資料等の返還)

第12条 乙は、役務の全部又は一部の完了又は終了、契約の変更、契約解除等により、甲から引渡された資料等のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、乙の工場又は甲の指定する場所において返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(資料等の滅失、損傷)

第13条 乙は、資料等を滅失し又は損傷したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 乙が故意又は過失、その他乙の責めに帰すべき理由により、資料等を滅失し又は損傷した場合は、甲の指示するところに従い、資料等の修補若しくは代品の納付を行い又はその損害を賠償しなければ

ならない。ただし、甲が取扱上やむを得ない理由に基づく滅失又は損傷であると認めたときは、この限りでない。

3 前項に規定する場合を除き、資料等が滅失し又は損傷した場合は、その損害は甲の負担とする。

第2節 役務通知書の発行及び役務の終了又は完了の確認等

(役務通知書の発行)

第14条 甲は、基本契約に基づき、必要の都度、甲乙協議のうえ、乙に対して役務の内容並びに開始時期及び終了期限を明示した役務通知書を発行し役務を要求するものとし、乙は、役務通知書に従つて個々の役務を部隊等において実施しなければならない。ただし、個別契約の場合は、契約書及び仕様書等によるものとし、役務通知書の発行は省略するものとする。

(部隊等における役務)

第15条 技術員の部隊等における役務の実施の細部は、甲の指名する作業連絡官（監督官）が細部役務通知書・役務確認書を技術員の代表者に交付することにより行うものとする。

(役務の終了又は完了の確認)

第16条 乙は、基本契約に係るものについては役務の終了、個別契約に係るものについては役務を完了したとき、その旨、作業連絡官に通知するとともに、甲の指名する作業終了確認官（検査官）の確認を受けなければならない。

2 作業終了確認官は、役務の終了又は完了を確認したときは、天災地変その他甲の責めに帰することができない理由による場合を除き、当該確認を証する細部役務通知書・役務確認書を技術員の代表者に、遅滞なく交付するものとする。

(提出書類)

第17条 乙は、基本契約に係るものについては役務終了の都度又は個別契約に係るものについては役務の完了後、細部役務通知書・役務確認書、その他仕様書に定める書類を甲に提出しなければならない。

第3節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、細部役務通知書・役務確認書を受理したときは、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第19条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであつて、分割して役務の完了ができることされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に役務の完了された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から役務の未完了部分が完了された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

支払遅延利息)

第20条 甲は、約定期間（第18条第3項の期間をいう。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金による充当）

第21条 甲は、第33条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合において前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

（相殺）

第22条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第4節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

（契約履行期限の猶予）

第23条 乙は、理由を添えて、契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

（延納金）

第24条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、乙に支払われるべき代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰すことのできない理由によって契約履行期限が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、従前の契約履行期限の翌日から役務を完了した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて、契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、申請した日の翌日から役務を完了した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの

日数

3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならぬ。

(遅滞金)

第25条 乙は、役務の完了が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対し、一日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならぬ。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞した役務を完了した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(役務完了不能等の通知)

第26条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第27条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は役務完了の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は、役務完了の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が役務完了の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第28条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約期間、技術員の勤務場所、規模及び期間、仕様書の内容その他乙の義務に関し、この契約の定めるところを乙と協議のうえ変更することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項に関し、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

4 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約期間を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第29条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合、この契約に定

めることを変更するため協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行なわれる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

(役務の一時中止)

第30条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

- 2 甲が役務を一時中止させた場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。

- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

- 4 役務を一時中止した後、再開した場合の役務期間については、甲乙協議して定めるものとする。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が役務通知書に示す期日までに役務を完了しなかった場合
(2) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が役務を完了することができなくなった場合
(3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合
2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第32条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第33条 甲は、第31条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に相当する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日まで違約金が支払われない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第34条 甲は、第31条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が役務を履行しなかつたことにより契約を解除したときは、この限りでない。

- 2 第32条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第35条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は、利用し

てはならない。

- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確實にしなければならない。

第6章 雜則

(調査)

- 第36条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

- 第37条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。
- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 仕様書にこの契約条項と異なる定めのある場合は、契約条項の定めるところによる。
- 4 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
- (裁判管轄)

- 第38条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

現地整備契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この契約書に記載された物品（以下「整備品」という。）につき、整備品を保有する部隊等（以下「現地部隊等」という。）において改修又は修理等（部品その他の物品の取付及び据付を含む。以下「役務」という。）を行って契約履行期限までにこの役務を終了し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金は、契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその一部（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書に定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は、参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となつたものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。

ただし、前項の承認が内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(整備計画書の提出)

第9条 乙は、仕様書に定めのある場合は、速やかに役務の実施計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の整備計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(官の支援等)

第11条 乙は、この契約の履行に際し、必要な事項について甲の支援を受けることができる。

なお、支援の範囲は、仕様書に定めるところによるものとする。

2 乙は、支援を受けた器材等に不具合が生じた場合は、甲の承認を得て乙の負担で修補しなければならない。ただし、当該器材等の不具合が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

第2章 契約の履行

第1節 役務の実施等

(役務の実施)

第12条 乙が役務を行う整備品の品目、数量、役務の実施場所その他必要な事項は、契約書又は仕様書の定めるところによる。

2 乙は、役務の実施に先立ち品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合のうえ異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。

3 乙は、整備品を現地部隊等において改修又は修理等することが困難な場合は、監督官の確認を得た後、甲に申し出てその指示を受けるものとする。

(発見役務の届出)

第13条 乙は、契約書及び仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、整備品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

第2節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第14条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具・測定具等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書又は仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第15条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立会い、品目・数量等について、契約書又は仕様書と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸付を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提

出するものとする。

- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じたかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第16条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書を添えてこれを物品管理職員に返還するとともに、使用した官給品等について、官給品等使用仕訳書又は使用部品明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 官給品等の返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第17条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書・仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方針により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第18条 乙は、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、乙が行った役務に関し整備品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 乙は、完成検査に立会わなければならない。
- 5 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第19条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第4節 納付の終了

(納付の終了)

第20条 整備品の全部につき役務を完了し、第18条に定める完成検査に合格したときをもって、当該整備品につき納付が終了したものとする。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第21条 乙は、役務を行った整備品の全部につき納付が終了した場合は、代金を甲の指定する者

に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第22条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第23条 甲は、約定期間（第21条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第24条 甲は、第39条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が、契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第25条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第6節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第26条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。
- 3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第27条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって延納分の給付の終了が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求める不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の給付を終了したときは、従前の契約履行期限の翌日から延納分の給付が終了した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の給付を終了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の給付を終了したときは、申請した日の翌日から延納分の給

付が終了した日までの日数

- (4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分の給付を終了しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 前項の規定の適用においては、給付の終了は第20条の届出があった時にされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第28条 乙は、整備品に対する役務が契約履行期限までに完了しなかった場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分の給付を完了した日(契約履行期限を過ぎた後において出された申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があつた日)までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(危険負担)

第29条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により役務を行うことができなくなった場合は、乙は、当該役務履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を行うことができなくなった場合は、乙は、当該役務履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金(乙が、役務の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第30条 役務が行われた完成検査完了前の整備品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を修補(良品との取替えを含む。以下同じ。)すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は、乙が負担する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。
- 5 第2項の本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(整備品の滅失又は損傷)

第31条 役務を行う整備品が、役務を行う以前において乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合を除き、役務を行う以前における整備品の滅失又は損傷によって生じた損

害は、甲の負担に帰する。

(官給品等の滅失又は損傷)

第32条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務のかし)

第33条 乙が行った役務に関し整備品にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当ないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の整備品のかしが乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の整備品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第37条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。
- 4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、整備品の給付の終了の日（乙が、当該かしにつき知って告げなかつた場合は、当該かしが発見された日）から1年内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てができる。甲は、審査のうえ乙の申し立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 6 かしのある整備品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補された整備品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第34条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、整備実施場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関するこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
- 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うことができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第35条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。
(役務の一時中止)

第36条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。
3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。
4 役務を一時中止した後再開した場合の契約履行期限については、第34条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第37条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を完了しなかった場合
(2) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第38条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第39条 甲は、第37条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
3 第27条第3項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第40条 甲は、第37条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第38条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第41条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 雜則

(技術員等の届出)

第42条 乙は、契約締結後速やかに技術員又は整備員（以下「技術員等」という。）を選任し、技術員・整備員届（別紙様式第1）3部を甲に提出しなければならない。提出後、技術員等を現地部隊等へ勤務させるものとする。

2 甲は、甲の都合により乙の提出した技術員等の変更を乙に要求することができる。

3 乙は、前項の場合直ちに所要の処置をとらなければならない。

(現地部隊等の立入禁止区域への立入手続)

第43条 乙は、契約履行のため現地部隊等の立入禁止区域内において役務を行う場合は、立入申請書を立入希望日の2週間前までに甲に提出し承認を得なければならない。ただし、緊急を要する契約にあって本条に定める手続を待っていては契約の履行に支障を來す等真にやむを得ない場合は、甲の指示を受けるものとする。

(提出書類)

第44条 乙は、役務を履行したときは、当該役務時間について、役務時間確認書（別紙様式第2）を2部作成し、監督官を経由して、甲に提出するものとする。ただし、確定契約を締結した場合は、省略することができる。

(調査)

第45条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関する質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第46条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、そのつど協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第47条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

分任支出負擔行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長 殿

会社名 印

技術員・整備員届

契約番号（ ）に基づく を、次のとおり届け出ます。

上記届けを受領した。

平成 年 月 日

分任支出負擔行為擔當官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長

別紙様式第2

平成 年 月 日

官擔當行為負擔支出任分

航空自衛隊第2補給処

十条支処調達課長

(監督官経由)

殿

会社名

代表者名

役務時間確認書

契約番号第 号(平成 年 月 日)に基づく役務時間を、次のとおり通知いたします。

上記を確認した。

平成 年 月 日

監督官 所屬
階級・氏名

印

酸素購入単価契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約期間内に甲が発する「酸素購入発注書」（以下「発注書」という。）の送付を受けたときは、この契約書に約定する条件及び付属する仕様書に従いこの契約の給付の目的である酸素（1種及び2種）（以下「酸素」という。）を指定する期日（以下「契約履行期限」という。）までに納入り、甲は、その代価として代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は、発注書に基づく納入数量に契約単価を乗じた金額とする。
ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行なわせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより、甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(監督官等の派遣)

第6条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を、乙の営業所・工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
3 監督官等は、役務の執行にあたり、乙が行う業務を不当に防げてはならない。
4 乙は、監督官等の役務の執行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第7条 納入場所までの輸送に必要な費用は、契約単価に含まれるものとする。

(容器の貸与)

第8条 甲は、この契約の履行に必要な容器（仕様書に規定する容器をいう。以下同じ。）を乙に貸与するものとし、容器の引渡し期限及び引渡場所は契約書に定めるところによる。

なお、貸与する容器の数量は、発注書に示す納入数量に対する必要数量とする。

(容器の保管、引取り等)

第9条 乙は、容器の貸与を受ける場合は、これに立ち会い、数量等について発注書又は仕様書と

照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出てその指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、容器の貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。
- 3 乙は、容器をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、容器を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 容器の性質に起因する酸素のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が容器の異状を知って速やかに告げなかつたときは、この限りでない。
- 6 容器の引取り及び保管に必要な費用は、契約単価に含まれるものとする。

(監督)

第10条 仕様書に特に定めがある場合は、甲の指名した監督官は、甲の定める監督実施要領に基づき必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、契約単価に含まれるものとする。

(持ち込みの予定期日等の通知)

第11条 乙は、酸素を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持ち込みの予定期日、その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。

(給付の終了の届出)

第12条 乙は、酸素の持ち込みの完了によりこの発注書に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に社内試験成績書を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。酸素が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

(受領検査)

第13条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る酸素について、発注書に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査は、品質の確認を含めて行うものとし、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び社内試験成績書を確認したうえ、酸素が発注書及び仕様書に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時の通知を求めることができる。

(受領)

第14条 甲は、酸素が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた酸素を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(分割納入)

第15条 乙は、酸素を分割して納入することができる。この場合の納入については、第11条から前14条までの規定を準用する。

(所有権の移転)

第16条 酸素の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第17条 甲は、酸素を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、発注書に記載された酸素の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得たうえ、受領書、その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第19条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第13条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅定期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前項の計算の例に準じ、前1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第20条 甲は、第34条第1項の規定により違約金を徴収し又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が、契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償金に充当するものとする。

(相殺)

第21条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(契約履行期限の猶予)

第22条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第23条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることが不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の契約履行期限の翌日から納入した日までの日数

(2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第12条の届け出があった時に出されたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第24条 乙は、酸素の納入が契約履行期限に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（契約履行期限を過ぎた後において出された申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(酸素の納入不能等の通知)

第25条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに酸素を納入する見込みがなくなった場合、酸素を納入することができなくなった場合又は納入前の酸素の滅失若しくは損傷で第27条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第26条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、酸素を納入することができなくな

った場合は、乙は、当該酸素の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、当該酸素を納入することができなくなった場合は、乙は、酸素の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第27条 納入前の酸素が滅失し又は損傷した場合は、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（容器の損傷）

第28条 乙は、酸素の納入前の容器が損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、酸素の納入前の容器の損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

（酸素のかし）

第29条 納入された酸素にかし（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に良品との取替え（数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。

- 2 酸素のかしが乙の責めに帰すべき理由に起因する場合においては、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、酸素のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第32条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。この場合においては、甲は、返還すべき酸素が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、受領検査実施要領において、酸素の全量の確認を行うことが定められている場合は、酸素のかしとして数量の不足を主張することができない。
- 5 良品との取替えの請求又は契約解除の通知は、酸素の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から3か月内に発しなければならない。ただし、数量の不足については1か月内に発するものとし、また、良品との取替えの期限がこの期間の満了の

日以後に到来することとなっているときは、契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

- 6 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ乙の申し立てに理由があるときは、良品との取換え又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 かしのある酸素の良品との取替の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき良品との取替された酸素になおかしがある場合に準用する。
- 9 良品との取替に必要な費用は、契約単価に含まれるものとする。

(契約の変更)

第30条 甲は、酸素の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限及び契約予定数量その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第31条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。
(甲の解除権)

第32条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに酸素を納入しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が酸素を納入することができなくなった場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第33条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第34条 甲は、第32条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第23条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第35条 甲は、第32条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない、ただし、乙が契約履行期限までに酸素を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第33条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第36条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査)

第37条 甲は、酸素について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(効力発生の時期)

第38条 甲から乙に対する文書の通知は、甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は甲が受信した日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(契約外事項の処理)

(その他)

第39条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、そのつど協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第40条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

不具合対策役務請負契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約のほか、この契約書に付属する仕様書及び参考として仕様書に添付された図面、見本並びに図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、甲の指示する不具合調査及び対策等を行い、その成果を報告する文書（以下「成果報告書」という。）を甲に提供し、契約履行期限までに成果報告書につき甲の確認を受け（以下「役務」という。）甲は、この代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその一部を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法又は意匠法上の権利若しくは技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りではない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は、参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となつものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りではない。

（契約履行計画書の提出）

第9条 乙は、速やかに契約履行計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の契約履行計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

（官給品等の支給及び貸付）

第11条 乙が、この契約の履行のため支給又は貸付を受ける物品、材料、部品、機器、治工具、測定具等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸付を受ける期日及び場所、その他必要な事項は、契約書又は仕様書の定めるところによる。

（官給品等の保管、引取り等）

第12条 乙は、官給品等の支給又は貸付を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書又は仕様書と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸付を受けた場合は、これと引き換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

7 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

（官給品等の返還）

第13条 乙は、支給又は貸付を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知

し、甲の指示するところに従い、返品書及び官給品使用部品明細書又は官給品使用仕訳書を添えてこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

2 収支に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 監督及び完成検査

(監督)

第14条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立ち会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第15条 甲の指名した完成検査官は、乙の行った役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める完成検査実施要領に基づき、前条第1項に準じて完成検査を行うものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定はこの条において準用する。

(役務完了の確認)

第16条 完成検査官は、乙が提出した成果報告書を審査し、その内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにつき判定を行うものとする。

(報告書の提出)

第17条 乙は、前条に規定する報告書の審査が完了した場合は、甲の指定する者に提出するものとする。

2 前項の報告書を受領した場合には、速やかに受領書を交付するものとする。

第3節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第18条 乙は、受領書の交付を受理した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に該当金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第19条 甲は、約定期間(前条第3項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第20条 甲は、第33条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徵収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第21条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第4節 契約履行期限の猶予及び履行遅滞

(契約履行期限の猶予)

第22条 乙は、理由を添えて契約履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。

3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第23条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、乙に支払われるべき代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって契約履行期限が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることが不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、従前の契約履行期限の翌日から役務を完了した日までの日数
 - (2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数
 - (3) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了したときは、申請した日の翌日から役務を完了した日までの日数
 - (4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を完了しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第24条 乙は、役務の完了が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞した役務を完了した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(役務完了不能等の通知)

第25条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務を完了する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第26条 甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は役務完了の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を完了することができなくなった場合は、乙は、役務完了の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が役務完了の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第27条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。ただし、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第28条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限及び仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

3 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第29条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更について協議を行う場合に準用する。

(役務の一時中止)

第30条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

4 役務を一時中止した後再開した場合の契約履行期限については、第28条第3項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第31条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務を完了しなかった場合

(2) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要な場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第32条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第33条 甲は、第31条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第34条 甲は、第31条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りではない。

2 第32条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 秘密の保全

(秘密の保全)

第35条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は、利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第6章 雜則

(調査)

第36条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第37条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第38条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

調査研究役務請負契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、調査研究（以下「研究等」という。）を行い、契約履行期限までに研究等の報告書を提出し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) この契約の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) この契約の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、この契約の一部を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙が、その説明の不適当なことを知つて、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、甲の指名した監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
(輸送費)

第9条 役務に必要な輸送費用（梱包を含む。）は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第10条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける資料、材料、部品、機器、治工具、測定具等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書又は仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管引取り等)

第11条 乙は、官給品等の支給を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた役務の成果のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りではない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第12条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用部品明細書を添えてこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 監督及び検査

(監督)

第13条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立ち会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第6条第3項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第14条 甲の指名した検査官は、乙の行う役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める完成検査実施要領に基づき、前条第1項に準じて検査を行うものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、本条において準用する。

第3節 納入

(給付の終了の届出)

第15条 乙は、報告書の持込みの完了により乙の契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに役務完了届を提出しなければならない。

(受領検査)

第16条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る報告書について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、役務完了届を確認したうえ、報告書が契約書及び仕様書等に規定する数量等に合致することを確認するものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内に行わなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第17条 甲は、報告書が受領検査において合格とされた場合はこれを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた報告書を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(受領書の交付)

第18条 甲は、報告書を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

第4節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第19条 乙は、報告書の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得たうえ、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受領した日から30日以内に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第20条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

- 2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第21条 甲は、約定期間（第19条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わな

い場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむ得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第16条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前第2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第22条 甲は、第35条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が、契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めて行うものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第5節 契約履行期限の猶予及び履行の遅滞

(履行の猶予)

第23条 乙は、理由を付して、契約履行期限の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで契約履行期限を猶予することができる。
- 3 乙は、契約履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第24条 乙は、前条第2項の規定により契約履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じた延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求める不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の契約履行期限の翌日から納入した日までの日数
- (2) 契約履行期限以前にされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の契約履行期限の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 契約履行期限を過ぎた後においてなされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
- (4) 契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて契約履行期限が猶予された場合にお

いて、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

- 3 前項の規定の適用においては、納入は第15条の届出があったときになされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。
(遅滞金)

第25条 乙は、報告書の納入が契約履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、契約履行期限の翌日から遅滞分の納入した日（契約履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行が猶予された場合においては、当該申請があつた日）までの日数から乙の責めに帰すことができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。
- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

(報告書の納入不能等の通知)

第26条 乙は、理由のいかんを問わず契約履行期限までに役務を行い、報告書を納入する見込みがなくなった場合、又は第28条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第27条 甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、役務を行い報告書を納入することができなくなった場合は、乙は役務を行い報告書を納入する義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 前項の場合において、甲が乙の既に行った役務の成果がこの契約による役務の一部を充足しているものと認めてそのような成果に関する報告書を受領したときは、代金のうちこれに相当する金額を支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき理由により役務を行い、報告書を納入することができなくなった場合は、乙は、役務を行い報告書を納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 4 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第28条 役務を行っている間に事故が発生した場合において、役務を継続すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の事故が甲乙双方の責めに帰すことができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。
- 3 第1項の事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の事故が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰す

る。

- 5 第2項ただし書き又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第29条 乙は、官給品等の滅失し又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届けなければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更

(契約の変更)

第30条 甲は、乙の行う役務の実施が完了するまでの間において必要がある場合は、契約履行期限、納入場所、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

- 3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

- 4 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、契約履行期限その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第31条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更によりこの契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。
(役務の一時中止)

第32条 甲は、役務の実施が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

- 2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙は、その損害につき甲に賠償を請求することができる。

- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務の再開の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

- 4 役務を一時中止した後再開した場合の履行については、第30条第4項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第33条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約履行期限までに役務を行い、報告書を納入しなかつた場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を行い、報告書を納入することができなかつた場合
- (3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第34条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第35条 甲は、第33条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害を請求することを防げない。
- 3 第24条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第36条 甲は、第33条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約履行期限までに報告書を納入しなかつたことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第34条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを防げない。
- 3 前2項に規定する損害の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 調査研究成果の取扱い等

(特許等を受ける権利の取扱)

第37条 甲は、この契約に基づく調査研究から新たに得られた成果（文書、図面、図表等に表すことができるものをいう。以下「新研究成果」という。）について国内及び国外における特許、実用新案登録又は意匠登録（以下「特許等」という。）を受ける権利を乙から継続する。

- 2 乙は、この契約に基づく調査研究に従事する乙の従業員又は役員（以下「従業者等」という。）が職務行為として行った発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」という。）が新研究成果に係るものである場合、その発明等についての特許等を受ける権利を乙が当該従業員等から承継する旨の契約を締結し、又は勤務規則その他の定めをしなければならない。
- 3 乙は、前項の規定に該当すると認められる発明等が行われた場合は、速やかに特許等を受ける権利の承継のための措置をとったうえ、次の各号に掲げる書類を甲に提出しなければならない。
 - (1) 従業者等が行った発明等に係る特許等を受ける権利を乙が承継した旨を記載した証明書
 - (2) 前号の権利を乙が防衛省に承継させた旨を記載した証明書

- (3) 特許等の出願に必要な発明等の名称、範囲及び内容等を記載した明細書、図面等
- 4 前項第3号の書類の提出があったときは、甲は、当該書類の作成に必要な実費を乙に支払うものとする。
- 5 甲は、特許等の出願にあたっては、出願者の名を航空自衛隊第1補給処東京支処長、発明者等の名を当該発明等を行った提案者等として行うものとする。
- (資料の取扱い)
- 第38条 甲は、契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出された資料（文書、図面、図表等に表わされたものをいう。以下同じ。）の内容についての利用及び処分に関する権利を有する。ただし、当該資料に含まれている乙の固有の資料については、この限りではない。
- 2 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、新研究成果に関する資料で契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書に定めるところにより甲に提出されたものに關係があるものに限る。）につき、必要に応じ、その提出を求めることができる。ただし、その期間は、仕様書に別段の定めがある場合はこれによるものとする。
- 3 第1項の規定は、前項の規定により甲に提出された資料について準用する。
- 4 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出された乙の固有の資料につき、この研究等に関して防衛省が行う技術審査、若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。第2項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書又は第2項の規定の定めるところにより甲に提出された資料に直接関連がある乙の固有の資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容を防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。
- なお、第2項ただし書の規定は、この項において準用する。
- 6 甲は、甲がこの契約の履行にあたり知得した乙の固有の資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間並びに第4項の防衛省の業務に關係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。
- (協力)
- 第39条 乙は、防衛省又は防衛省のために第三者が新研究成果である発明等に係る特許権、実用新案権又は意匠権（特許等を受ける権利を含む。以下「甲の特許権等」という。）を実施する場合、また、防衛省が前条の規定に基づき、甲に提出された資料の内容を利用する場合又は防衛省のために第三者並びに甲が利用及び処分の権利を有するものとする。
- 2 前条第1項及び第2項の資料の内容を利用する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の協力を求められたときは、特に支障のない限り適性な条件でこれに応じなければならない。
- (成果の利用)
- 第40条 甲は、乙が甲の特許権等の実施又は甲が利用及び処分の権利を有する資料の内容の利用の許諾を求めた場合は、特に支障のない限りこれを許諾するものとし、甲乙協議して定めるものとする。
- (成果の開示又は公開)
- 第41条 乙は、甲が有する特許等を受ける権利の対象となる発明等並びに甲が利用及び処分の権

利を有する資料の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。ただし、発明等については、当該発明等の内容が特許庁が発行する公報に掲載公開された後、また、資料については、その内容がすでに公知の事実となったものとして甲が指定した後は、この限りでない。

(立証責任)

第42条 この契約に基づく調査研究に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき、甲乙間に争いが生じた場合の立証責任は、乙が負うものとする。

第6章 秘密保全

(秘密の保全)

第43条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第7章 雜則

(調査)

第44条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるものほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第45条 この契約の履行については、この契約条項に定めるものほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第46条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

プログラム改善技術利用に関する契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところに従いプログラム改善技術利用（駐在技術員及び臨時技術員）（以下「改善技術利用」という。）に関する必要な役務（以下「役務」という。）を提供し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(用語の定義)

第2条 この契約における用語の定義は、次の各号に定める定義に従うものとする。

- (1) プログラム 航空自衛隊における装備品等に係る電子計算機プログラムをいう。
- (2) 改善技術利用 部隊等におけるプログラムの変更作業の支援、機能改善検討の指導援助及びその他仕様書に定める援助、協力等をいう。
- (3) 部隊等 防衛省の部隊及び機関をいう。

(代金)

第3条 契約金額は、次の各号に定める代価の合算額とし支払限度とする。

- (1) 技術員の駐在又は派遣に伴う旅費、日当及び宿泊費
- (2) 直接工の場合における加工費
- (3) 総利益
- (4) その他甲が必要と認めた経費

(債務の引受け等の承認)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならぬ。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号及び第2項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第6条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

2 甲は、下請負を承認した場合においても、その下請負者がこの契約の目的達成上著しく不適当であると認めたときは、乙に対し、その変更を求めることができる。この場合、乙は、甲の要求に従わなければならない。

(駐在技術員又は臨時技術員)

第7条 乙は、この契約に基づき改善技術利用を実施するため、部隊等において駐在技術員又は必要の都度、臨時技術員により役務を行わなければならない。

2 乙は、駐在技術員又は臨時技術員（以下「技術員」という。）を部隊等に常駐若しくは役務させるとときは、あらかじめ駐在技術員（臨時技術員）届を甲に提出し承認を受けなければならない。

3 乙は、前項により確認を受けた駐在技術員（臨時技術員）届を変更又は追加する場合、再度、甲に提出し確認を受けなければならない。

（役務通知書の発行）

第8条 甲は、必要の都度、甲乙協議のうえ、乙に対して役務の内容、役務提供場所、人員、開始時期及び終了期限を明示した役務通知書を発行し、派遣を要求するものとする。

（部隊等における役務）

第9条 技術員の部隊等における役務の実施は監督官が、具体的な役務内容を記載した細部役務通知、役務確認書を技術員の代表者に交付することにより行うものとする。

（技術員の部隊等における起居等）

第10条 技術員の部隊等における起居等は、当該部隊等の長の指示に従わなければならない。

（便宜の供与）

第11条 甲は、技術員に対し、駐在先又は役務先部隊等において可能な限り、次の各号に掲げる便宜を与えるものとする。

- (1) 部隊等の出入門又は立入許可
- (2) 部隊等の長が指定する場所に事務所を設けること。
- (3) 必要な備品及び工具等の無償貸与
- (4) 役務に必要な隊内電話の無償使用許可
- (5) 役務に必要な場合の写真撮影の許可
- (6) 乙の要請による勤怠等の証明
- (7) 役務の都合による宿泊等の許可
- (8) その他部隊等の長が必要と認めたもの。

（就業時間）

第12条 技術員の就業時間は、原則として部隊の日課時間を基準とする。ただし、甲が特に指示した場合は、この限りではない。

（役務終了の確認）

第13条 乙は、役務の提供に関し、監督官の確認を受けなければならない。

2 検査官は、役務の終了を確認したときは、当該確認を証する検査調書を、駐在技術員に係るものにあっては、当該月末、技術員に係るものにあっては、役務通知書に示す役務を終了したときに作成し、技術員の代表者に、天災地変その他甲の責めに帰すことのできない理由による場合を除き、遅滞なく交付するものとする。

（代金の確定）

第14条 乙に支払われる代金の金額は、第2項から第5項に規定するところに従い算定し、平成 年 月 日までに甲乙協議して確定するものとする。

2 技術員の駐在又は派遣に伴う旅費、日当及び宿泊費は、役務通知、役務確認書の確認に基づき、甲の確認した乙の旅費規定により査定した額とする。

3 一般管理費及び販売費、支払利子及び利益は、当該年度甲の査定した率を適用し、前項の額及びその他甲の必要と認めた経費に乘じた額とする。

4 直接工に属する技術員の駐在又は派遣については、役務時間に対して甲の査定した当該部門の加工費率を適用するものとする。

5 乙が役務のため支払い又は負担した費用であっても、故意又は過失若しくは管理の不適当によ

って生じたものは、これを除くものとする。

(代金の請求)

第15条 乙は、前条に基づき概算金額を確定したときは、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第16条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(相殺)

第17条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(契約の変更)

第18条 甲は、役務が完了するまでの間において必要がある場合は、技術員の駐在又は役務場所、人員、期間及び仕様書の内容その他乙の義務に関し、甲乙協議のうえ変更することができる。

(事情の変更)

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(支払限度額の変更)

第20条 甲は、第18条又は前条に基づく協議の結果、必要と認めるときは第3条に定める支払限度額を変更するものとする。

2 乙は、甲の指示する役務に要した代価が、第3条で定める支払限度額を超過するおそれがあると認めたときは、遅滞なくその旨を書面を持って甲に届け出なければならない。

3 甲は、前項に定める申し出を受けたときは、甲乙協議のうえ予算措置を講じうる範囲内において支払限度額を増額することができるものとする。ただし、乙が前項の申し出を怠った場合は増額しないものとする。

4 甲は、第14条第4項の加工費率を適用し、支払限度額の変更を行うものとする。

(仕様書に関する疑義)

第21条 乙は、仕様書に関する疑義があるときは、ただちに書面をもって甲に通知し、その指示を受けなければならない。

2 仕様書の解釈について、甲乙見解を異にするときは、乙は甲の指示に従うものとする。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行することが不能になったとき。
- (2) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第24条 甲は、第22条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に相当する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第25条 甲は、第22条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が契約役務を履行しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りではない。

- 2 第23条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に際して、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害賠償は甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第26条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を行うことができなくなった場合は、乙は、当該役務履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は役務の履行を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が、役務の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(貸与品の滅失又は損傷)

- 第27条 乙は、第11条第3号に基づき無償貸与を受けた備品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。
- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべきものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(調査)

- 第28条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(秘密の保全)

- 第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

(その他)

- 第30条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。
- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

- 第31条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

航空タービン燃料購入単価契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約期間内に甲が発する発注書（航空タービン燃料）（別紙様式。以下「発注書」という。）の送付を受けたときは、この契約書に約定する条件及び付属する仕様書に従いこの契約の給付の目的である航空タービン燃料を指定する日時（以下「納入日時」という。）に納入り、甲は、その代価として乙に代金を支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は、発注書に基づく納入数量に契約単価を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより、甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書の疑義)

第6条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならぬ。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明を不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督等の派遣)

第7条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその職員（以下「監督官等」という。）を、乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

- 3 監督官等は職務の執行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の執行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。
(給油費用)

第8条 納入に必要な役務の費用は、単価に含まれるものとする。

(納入指示)

第9条 甲は、この契約に基づき乙に対し契約物品を納入させる場合は、その都度発注書をもって納入日時、納入場所、納入数量等を乙に指示するものとし、乙は、当該発注書に基づき契約物品を甲に納入するものとする。ただし、不測及び緊急の場合は、納入日時等の変更について乙は、甲と調整のうえ、協力するものとする。

- 2 甲は、甲の都合により前項の発注書の取消又は内容を変更する必要が生じた場合は、その旨を速やかに乙に通知するものとする。
- 3 乙は、第1項の定める納入指示により難い場合は、甲に速やかに通知するものとし、その指示について甲乙協議するものとする。

(納入日時等の調整)

第10条 乙は、発注書に基づき契約物品を納入しようとする場合は、納入日時、その他納入に必要な事項についてあらかじめ受領検査官と調整するものとする。

(納入方式)

第11条 乙は、搬入場所における機上渡し、又は給油車渡しで納入するものとする。
(給付の終了の届出)

第12条 乙は、発注書に基づく給付を実施する場合は、速やかに納品書に社内試験成績書を添えてその旨を受領検査官に届け出なければならない。

(受領検査)

第13条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届け出に係る契約物品について、発注書に基づく給付完了の確認のため、甲の指名した受領検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査は、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び社内検査成績書を確認したうえ、契約物品が発注書及び仕様書に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、航空機に給油する前に行うものとする。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

(受領)

第14条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。
(受領検査における数量の確認)

第15条 甲は、納入数量の確認にあたり、乙の給油装置の流量計の指示量により確認するものとする。

(所有権の移転)

第16条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第17条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第18条 乙は、発注書に記載された契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。
- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得たうえ、受領書、その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求額をもって代金の請求をするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第19条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を支払わない場合は、約定期間終了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

- 第20条 甲は、第30条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条の第2項の規定により損害賠償金を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。
- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めでするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

- 第21条 甲は、乙に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(契約物品納入不能時の通知)

- 第22条 乙は、理由のいかんを問わず納入日時までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合、又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷が第24条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

- 第23条 甲乙双方の責めを帰することのできない理由により、契約物品を納入できなくなった場合は、乙は当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払いの義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、当該物品を納入することができなかつた場合は、乙は、契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の

請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払い義務を免れる。

(損害賠償)

第24条 納入前の契約物品が滅失又は損傷した場合は、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰すことができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰するべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(納入物品のかし)

第25条 納入された契約物品にかしがあった場合は、甲乙協議して解決するものとする。

(契約の変更)

第26条 甲は、契約期間内において必要がある場合は、契約期間、納地、契約限度数量その他乙の義務に関しこの契約で定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第27条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済事情の変更、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更によりこの契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するための協議をすることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第28条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が納入日時までに契約物品を納入しなかつた場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が契約物品を納入することができなくなつた場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項の定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第29条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合

においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第30条 甲は、第28条第1項の規定により、この契約の全部を解除した場合は、契約限度数量に契約単価を乗じた代金又は一部解除の場合は、解除部分に相当する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲が超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならぬ。

(損害賠償)

第31条 甲は、第28条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 第29条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 第2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第32条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 乙は特約条項に定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

(調査)

第33条 甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り調査させることができる。

- 2 乙は、前項の規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第34条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項に定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第35条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

発注書
(航空タービン燃料)

発注番号第 号
平成 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官補助者

航空タービン燃料購入単価契約第 号(平成 年 月 日)に基づき、
下記のとおり納入されたい。

統制番号	品名	燃種	単位	数量	納入場所	航空機機体番号	納入日時

注：用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とし、都合に応じて縦型又は横型を選択して使用すること。

航空機等会社技術利用契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、この契約書に記載された物品につき役務作業（以下「役務」という。）を行って、履行期限までにこれを終了し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) この契約の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号から第3号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるための、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要部分ではない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りではない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面

又は見本（以下「承認図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となつたものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該契約条件に対し異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（履行計画書の提出）

第9条 乙は、甲が要求した場合は、速やかに履行計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の履行計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（契約物品の引渡し及び保管）

第11条 乙が、役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書の定めるところによる。

2 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い品目、数量等について契約書及び仕様書と照合のうえ異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。

3 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。

4 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって保管管理し、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

（発見役務の届出）

第12条 乙は、契約書及び仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届出なければならない。

（官給品等の支給及び貸与）

第13条 乙がこの契約の履行のため支給を受ける部品、材料等（以下「官給品」という。）並びに貸付を受ける治工具及び測定具等（以下「貸付品」という。）の品目、数量、支給又は貸付を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書の定めるところによる。

（官給品等の引渡し及び保管）

第14条 乙は、官給品又は貸付品（以下「官給品等」という。）の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸付を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出す

るものとする。

- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第15条 乙は、役務の全部又は一部の完了、契約の変更及び契約の解除等により、甲から引渡しを受けた契約物品及び官給品等の全部又は一部が不要となったときは、仕様書の定めるところにより、これを甲の指定する者に返還するものとし、官給品の返還に必要な費用は、甲の負担とする。ただし、仕様書に定めなきとき又は官給品等により生じた作業屑については、甲の指示するところにより処置するものとする。

(官給品等使用部品明細書)

第16条 乙は、この契約の履行にあたり、官給品、業者調達品を使用したときは、役務の全部又は一部を完了後、速やかに官給品等使用部品明細書をこの契約の証拠書類として甲に提出するものとする。
(監督)

第17条 甲の指名した監督官は、乙の行う役務について契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立ち会い、指示、審査、確認及びその他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第18条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わない事とされている場合を除き、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、乙が行った役務に関しその内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。
- 5 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第19条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たな期日又は場所を定めなければならない。

(役務終了の届出)

第20条 乙は、本役務が終了した場合、甲に届け出るものとする。

(代金の請求及び支払)

- 第21条 乙は、役務を終了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。
- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第22条 甲は、約定期間（第21条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(相殺)

- 第23条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、乙に支払うべき代金と相殺することができるものとする。

(履行期限の猶予)

- 第24条 乙は、理由を付して、履行期限の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで履行期限を猶予することができる。

- 3 乙は、履行期限を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

- 第25条 乙は、前条第2項の規定により履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10の金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各項に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって履行が遅れた日数、その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を終了したときは、従前の履行期限の翌日から役務を終了した日までの日数
- (2) 履行期日以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を終了しなかったときは、従前の履行期限の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 履行期限を過ぎた後においてなされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を終了したときは、申請した日の翌日から役務を終了した日までの日数
- (4) 履行期限を過ぎた後においてなされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに役務を終了しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 前項の規定の適用においては、納入は第20条の届出があったときにされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が相当の期間において指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第26条 乙は、役務の終了が履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、履行期限の翌日から役務を終了した日（履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて、履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰すことができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(履行不能等の通知)

第27条 乙は、理由のいかんを問わず履行期限までに役務を履行する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第28条 甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は当該役務履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は、当該役務履行の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第29条 役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(官給品等の滅失又は損傷)

第30条 乙は、官給品等が滅失し又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた賠償は、甲の負担に帰する。

(契約の変更)

第31条 甲は、乙の行う役務の実施が終了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所、仕様書の内容その他乙の義務に関するこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し速やかに甲に提出しなければならない。

3 契約金額を増額する必要がある場合は、甲が予算措置を講じうる範囲内でこれを変更するものとする。

4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の

変更の必要を生ずる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、履行期限を変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第32条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

3 契約金額を増額する必要がある場合は、甲が予算措置を講じうる範囲内でこれを変更するものとする。

(役務の一時中止)

第33条 甲は、役務が終了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が、役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならぬ。

4 役務を一時中止した後再開した場合の履行期限については、第31条第5項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第34条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が履行期限までに役務を終了しなかった場合

(2) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第35条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第36条 甲は、第34条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 甲は、乙が相当の期間を置いて指定する期日までに違約金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第37条 甲は、第34条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が履行期限までに役務を終了しなかった

ことにより契約を解除した場合は、この限りではない。

- 2 第35条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前2項に規定する損害の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。
(秘密の保全)

第38条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。
(調査)

第39条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要な場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
(甲の金銭債権に対する利息)

第40条 乙は、この契約に定める場合のほか、違約金等甲の金銭債権を納入告知書により、指定する期限までに納入しないときは、その期限の翌日から納入する日まで日数に応じ、当該金額に対し年5.0パーセントの利息を乗じて計算した金額を加算して甲に納入しなければならない。

(相手方に対する効力発生の時期)

第41条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(その他)

第42条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。
(裁判管轄)

第43条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

T-7 委託整備契約条項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、甲の指示する及びその他の装備品等（以下「装備品等」という。）の整備（以下「委託整備」という。）を契約期間これを行い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 乙に支払われる代金の金額は契約金額とする。ただし、特約条項を付して支払金額を確定することを約定する場合は、当該特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次に各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届けなければならない。

(特許法等の権利の侵害の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書の疑義)

第6条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適切なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(整備実施計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに次に掲げる事項等を明らかにした整備実施計画書を甲の指定する者を経由して、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 実施場所
- (2) 実施期間
- (3) 作業規模
- (4) 実施内容の概要
- (5) 実施要領及び方法
- (6) その他必要な事項

- 2 甲は、前項の整備実施計画書が不適当と認めたときは、乙に対して変更を求めることができる。この場合、乙は、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、承認された整備計画書を変更しようとする場合は、第1項及び前項の規定を準用するものとする。

(職員の派遣)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するために、必要があると認めた場合は、甲の指名した職員を乙の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、職員を派遣する場合は、その権限および事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 職員は、職務の遂行にあたり、乙が行なう業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、職員の職務の遂行につき相当の範囲で協力しなければならない。

第2章 技術員の常駐等

(技術員の常駐)

第9条 乙は、この契約に基づき、委託整備を行うため甲の示す場所に技術員（整備に必要な特定技能者及び品質検査員等をいう。）を常駐させなければならない。

- 2 乙は、技術員を常駐するに先立って、あらかじめ技術員届（別紙様式）を提出し、甲の確認を受けなければならない。

(官の支援)

第10条 甲は、乙に対してこの契約の履行に必要な官の支援を与えるものとする。

なお、支援の範囲は、仕様書に定めるところによるものとする。

- 2 乙は、前項の支援を受ける細部については、当該部隊等の長と協議して定め、甲に報告するものとする。

(就業時間)

第11条 乙の技術員がこの契約に定める委託整備を実施する就業時間は、監督官が特に示す場合を除き、乙の就業規則によるものとする。

(常駐場所での服務規律)

第12条 乙の技術員が委託整備のため甲の示す場所での服務規律は、性質の許す限り当該常駐部隊等の服務規律を準用するものとし、細部については、当該部隊等の長と協議して定めるものとする。

第3章 契約の履行

第1節 装備品等の引渡し

(装備品等の引渡し及び管理)

第13条 乙が委託整備を行うために引渡しを受ける装備品等の品目、数量及び引渡しを受ける時期その他必要な事項は、契約書及び仕様書に定める範囲において、甲の指名した監督官の発する整備作業通知書（仕様書において定める様式）によるものとする。

- 2 乙は、前項の装備品等の引渡しを受ける場合は、これに立会い、品目、数量等について、異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。
- 3 乙は、装備品等を使用し、又は利用してはならない。
- 4 乙は、装備品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(整備作業内容等の通知)

第14条 整備作業の内容は、契約書及び仕様書に定める範囲内において、甲の指名した監督官の発す

る整備作業通知書によるものとし、その他の整備作業については、甲の示すところによるものとする。

(整備作業の届出)

第15条 乙は、引渡しを受けた装備品等について整備作業通知書により行うべきこととされている整備作業以外に、整備作業を行うべきことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに監督官に届け出なければならない。

第2節 貸付品及び引渡し品

(貸付品及び引渡し品)

第16条 乙が、この契約に定める委託整備を実施するため貸付及び引渡しを受ける計測器、機材、工具、部品、材料及び図書等（以下「貸付品等」という。）の品目、数量等にかかる事項については、仕様書の定めるところによるものとする。

(貸付品等の管理)

第17条 乙は、前条に定める貸付品等の貸付又は引渡しを受ける場合は、これに立会い、品目、数量等について、異状（品質又は規格が使用又は利用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに物品管理職員に申し出てその指示を受けるものとする。後日異状又は数量の過不足を発見したときもまた同様とする。

- 2 乙は、貸付品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 乙は、貸付品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 貸付品等の出納及び保管等の要領は、仕様書の定めるところによるものとする。
- 5 乙の行った整備作業に関し、貸付品等の性質により装備品等に生じたかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、貸付品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 6 貸付品等の引き取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 貸付品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(貸付品等の返還)

第18条 乙は、貸付又は引渡しを受けた貸付品等につき、必要がなくなった場合は、仕様書の定めるところに従い、速やかに返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第19条 甲の指名した監督官は、乙の行う委託整備について、契約書、仕様書及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認及びその他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第6条第2項の規定を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第20条 乙は、整備作業指示書に基づく整備作業の全部又は一部が完了したときは、その都度甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書及び甲の定めた完成検査実施要領に基づ

いて行われるものとする。

- 3 完成検査においては、乙が行った委託整備に関し、契約書及び仕様書に合致するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

第4節 委託整備完了の確認

(委託整備完了の確認)

第21条 整備作業指示書に基づく委託整備の全部又は一部が完了し、前条に定める完成検査に合格したときをもって、当該整備作業指示書に基づく委託整備の全部又は一部が完了したものとする。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第22条 乙は、契約期間が終了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

- 2 乙は、代金を請求する場合は、甲の指定する適法な支払請求書をもつてするものとする。
- 3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した日から30日以内の日に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第23条 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第24条 甲は、約定期間（第22条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.8パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第25条 甲は、第40条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は、相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲は、これを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第26条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第4章 契約の効力等

(委託整備履行不能の通知)

第27条 乙は、理由のいかんを問わず契約期間内に委託整備を履行することができなくなった場合、あるいは第29条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合には、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第28条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、委託整備を行うことができなくなった

場合は、乙は、当該委託整備の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金（既履行部分を除く。）の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、委託整備を行うことができなくなった場合は、乙は、当該委託整備の履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（委託整備の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払の義務を免れるものとする。

（損害負担）

第29条 委託整備履行中、不測事態が発生した場合において、委託整備のため乙が引渡しを受けた装備品が滅失し、又は損傷した場合において当該整備にかかる部分の修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、甲の負担とする。ただし、既に行われた整備を再度行うのに要する追加の費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は、甲の負担とする。
- 4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由（航空機においては、乙の故意又は乙側の管理者の重大な過失による場合に限る。）によるものである場合は、その損害は、乙の負担とする。
- 5 第2項本文及び第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（賠償責任）

第30条 乙は、この契約の履行に際し、又はこの契約の履行に起因して甲に与えた損害に対しては、乙が当該損害を賠償する責めに任ずるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（飛行試験中の第三者賠償）

第31条 飛行試験中に発生した事故により第三者に損害を与えた場合において、飛行試験中の第三者賠償保険をもって補填することができない部分については、乙が該当部分についての賠償の責めを負うものとする。ただし、当該事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲がその賠償の責めを負うものとする。

（引渡しを受けた装備品等の滅失又は損傷）

第32条 第29条に定めるもののほか、委託整備を行うために乙が引渡しを受けた装備品等が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する場合を除き、委託整備を行うために乙が引渡しを受けた装備品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

（貸付品等の滅失又は損傷）

第33条 乙は、貸付品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

- 2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項に規定する場合を除き、貸付品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(整備のかし)

第34条 乙が行った整備に関し、甲が引渡しを受けた装備品等にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求し、又は修補に代えてもしくは修補とともに当該かしにより通常生ずべき損害に対して損害賠償の請求をすることができる。

- 2 前項の修補の請求は、甲が引渡しを受けた日から1年以内に通知を発しなければならない。ただし、航空機の整備にかかるかしの請求は、1ヶ月以内に通知を発するものとする。
- 3 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。
- 4 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され再度引渡しを受けた装備品等になお当該修補に係わるかしがある場合に準用する。
- 5 修補に要する費用は、乙の負担とする。
- 6 第1項に定める損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

第5章 契約の変更及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第35条 甲は、契約期間内において必要がある場合は、契約期間及び仕様書の内容その他乙の義務に關しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第36条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約の定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(委託整備の一時中止)

第37条 甲は、契約期間が満了するまでの間において、その委託整備を一時中止させることができる。

- 2 甲は、委託整備を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する賠償の請求は、委託整備の再開の日から、30日以内に文書により行わなければならない。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第38条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により委託整備をしなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により委託整備ができなくなった場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成できなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第39条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除す

ることができる。

(違約金)

第40条 甲は、第38条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 甲は、乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合は、当該違約金に対し期限の翌日から納付のあった日までの日数につき、年5.0パーセントの利息を付して徴収するものとする。

(損害賠償)

第41条 甲は、第38条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が委託整備を実施しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第39条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第6章 秘密保全

(秘密保全)

第42条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第7章 雜則

(調査)

第43条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第44条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第45条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長 殿

平成 年 月 日

住 所
会社名
代表者名

印

技 術 員 届

統制番号（調達要求番号）
技術員を次のとおり届出いたします。

契約番号第 号（平成 年 月 日）に係る

委託部隊名：第 飛行教育団

No.	氏 名	年令	地位及び職務内容	直接工 間接工 の区分	資 格・免 許 等 の 種 類	技術員とし ての経験の 有無・年数	備 考

上記の者を、技術員として確認した。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長

印